

令和7年5月29日

理事長 山越 伸子 殿

監事 阿部 健郎

令和6年度の財務諸表及び業務に関する監査結果（報告）

地方公務員災害補償法第9条第3項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金の業務に係る令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）並びに同年度の本部及び支部の業務について監査を実施したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

第1 監査の方法及び内容

1 本部の監査

関係課から令和6年度決算に係る財務諸表等について報告を受け、その正否を検証するとともに、必要に応じて説明を求めた。

また、同年度の業務の執行状況について、幹部会議等に出席したほか、関係課から報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 支部の監査

令和6年度監査計画に基づき、監査対象23支部（後掲）の収支状況及び会計経理に関する書類についてその正否を検証するとともに、業務の執行状況について実地監査を行った。

第2 監査の結果

1 本部の監査

監査の結果、令和6年度決算に係る財務諸表は、正しく表示され、かつ、その内容は適正なものであると認める。

また、同年度の本部業務の執行状況についても、適切妥当なものと認める。

2 支部の監査

監査の結果、監査対象 23 支部の収支状況及び会計経理に関する書類については、正しく表示され、その内容は適正なものであり、支部業務の執行状況についても、おおむね適切妥当なものと認める。

なお、監査の結果、改善すべきとした事項については、各支部において対処方針及び対応案を検討し、報告を受けた。

(令和 6 年度の監査対象支部)

青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、埼玉県支部、千葉県支部、東京都支部、岐阜県支部、滋賀県支部、大阪府支部、和歌山県支部、岡山県支部、徳島県支部、香川県支部、福岡県支部、熊本県支部、大分県支部、札幌市支部、千葉市支部、静岡市支部、大阪市支部、岡山市支部、北九州市支部（23 支部）

以 上